法人企業統計調査規則の一部を改正する省令

法人企業統計調査規則（昭和四十五年大蔵省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（調査事項）	（調査事項）
第六条　年次別調査は、次の各号に掲げる事項について行う。	**第六条**　年次別調査は、次の各号に掲げる事項について行う。
一　法人の名称及び法人に関する一般的事項	一　法人の名称その他法人に関する一般的事項
〔二～九　略〕	〔二～九　同上〕
２　四半期別調査は、次の各号に掲げる事項について行う。	２　四半期別調査は、次の各号に掲げる事項について行う。
一　法人の名称及び法人に関する一般的事項	一　法人の名称その他法人に関する一般的事項
〔二～八　略〕	〔二～八　同上〕
（調査票の提出）	（調査票の提出）
第八条　〔略〕	**第八条**　〔同上〕
２　前項の規定により調査票の提出を受けた財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、小樽出張所長及び北見出張所長は、当該調査票を審査の上、財務大臣に対してその定める期限までに提出しなければならない。	２　前項の規定により調査票の提出を受けた財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、小樽出張所長及び北見出張所長は、審査の上、当該調査票を財務大臣の定める期限までに財務大臣に提出しなければならない。
（電子情報処理組織による手続の特例）	（電子情報処理組織による手続の特例）
第八条の二　第七条第一項の規定にかかわらず、法人企業統計調査は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、これを行うことができる。なお、電子情報処理組織を使用する場合は、識別符号及び仮暗証符号等を用いることによるセキュリティ対策を講ずる。	**第八条の二**　第七条第一項の規定にかかわらず、法人企業統計調査は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、これを行うことができる。
２　前項の規定により、調査対象法人の代表者は、調査事項を入力し、前条第一項に掲げる表の上覧に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ同表の下覧に掲げる期限までに財務大臣に送信しなければならない。	２　前項の場合において、電子情報処理組織を使用して調査事項の送信を行おうとする調査対象法人の代表者は、財務省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、財務大臣よりあらかじめ通知された識別符号及び仮暗証符号並びに自ら定めた暗証符号を用いて、財務大臣に申請を行わなければならない。